

(草案)

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

仮訳

## **Hold, Test and Release (HTR)概念に基づく輸入青果物に対する厳格な監視策**

食品医薬品検査課

タイ保健省食品・医薬品局

(2024年8月30日改訂)

### **定義**

「製造」とは、他者から受け取った原料である生鮮野菜または果物を選別または梱包すること。また、他者から原料を受け取らずに選別または梱包のための建物または施設を備えて生鮮野菜または果物を選別または梱包することを指す。

「選別および梱包」とは、販売目的で収穫後の生鮮野菜または果物を選別および各種容器に梱包する管理工程を指す。なお、洗浄、カット若しくはトリミング、表面加工、または生鮮野菜または果物の品質を維持する目的とするその他の工程が含まれる。

### **実施手順**

Hold, Test and Release (HTR)概念に基づく輸入青果物に対する厳格な監視策は、青果物が輸入される時に食品医薬品検査所で実施される。原産国発行の農薬分析結果報告書（test report）、または公的機関が発行した残留農薬分析結果証明書（Certificate of Analysis : COA）または ISO/IEC17025 規格認証を取得した分析機関が発行した COA を

(草案)

審査する。タイの法令に基づく残留有害物質の規定に従った品質基準であれば、青果物を解放し、販売することを許可する。Test report または COA の提示がなければ、資料のページ 4 の図に従い、輸入青果物のリスクの程度に応じて実施方法を用いるものとする。

1. 保留（または留置）、検査し、解放するグループ（Hold, test and Release）
2. アクティブ・モニタリンググループ（Active Monitoring）
3. 監視グループ（Surveillance）

### **1. 保留（または留置）、検査し、解放するグループ（Hold, Test and Release; HTR）**

HTR リストに掲載されている輸入青果物に対して実施する。青果物の輸入時にサンプルを採取し、1 日以内に残留農薬の分析結果報告が可能な分析機関にサンプルを送付する（1 DAAN / 1 LAB / 1 DAY）。法令に基づく分析結果が出るまで市場で流通させることはできない。検査に合格すれば、販売が可能となる。なお、検査に不合格の場合、輸入者に対して品質に満たしていない食品、または不純食品を販売（場合による）しているとして法的措置を講じるとともに、商品を廃棄または輸入元へ返送し、輸入元の管轄機関へ通知する。

### **青果物の Hold-test-release リスト記載基準について**

- (1) 前年度で品質基準を満たしていない製造者からの青果物

（説明：例 2025 年度の実施は 2024 年度で品質基準を満たしていない製造者による青果物）または、

- (2) 次の青果物の製造者

(草案)

(2.1) 過去 3 年間で品質基準を満たしていない上位 5 品目の輸入青果物、または品質基準を満たしていない履歴が 20%以上、かつ

(2.2) 上記の (2.1) に基づく品質基準を満たしていない青果物を輸出する履歴がある製造者、かつ前年度で品質基準を満たしていない青果物の輸入の履歴がある。

(説明：例 過去 3 年間 (2022 年～2024 年) の履歴を遡り、どの青果物・製造者が最も品質基準を満たしていないのかを確認し、果物と野菜それぞれ上位 5 品目を選定する。選定した 5 品目は (2.1) に基づく品質基準を満たしていない青果物を輸出履歴がある製造者。かつ 2024 年度で輸入履歴がある。

## 解除の基準

(1) 上記 (1) に基づき HTR リストに記載された場合、担当官によってサンプルが採取され、3 回連続でサンプルの残留農薬分析結果が規定に従っていれば、HTR グループから解除され、監視グループに移行する。

(2) 上記 (2) に基づき HTR リストに記載された場合、前年の輸入状況に応じて、毎年青果物および製造者の名前の更新を行う、若しくは FDA の規定に従う。

## 2. アクティブ・モニタリンググループ (Active Monitoring)

輸入時に、サンプリング検査で簡易検査による残留農薬検査分析を行いその間販売することができない。分析結果に合格し、または安全であるレベルであることが明らかになれば、販売することが可能となる。一方、安全ではない結果が出れば、再度サンプルを採取し、1 日以内に残留農薬の分析結果報告が可能な分析機関で分析を行う。分析機関での分析結果が合格していれば、販売することが可能となる。分析結果が不合格であれば、輸入者に対して法的措置を講じるとともに、商品を廃棄または輸入元へ返送し、輸入元の管轄機関へ通知する。

(草案)

## 青果物のアクティブ・モニタリングリスト記載基準について

(1) サンプル採取した履歴がない青果物、または

(2) サンプル採取した履歴がない青果物の製造者、または

(説明：(1) と (2) の既存の青果物の製造者。新規の青果物製造者からの青果物)

(3) HTR リストに記載されていない過去 3 年間品質基準を満たしていない履歴がある青果物製造者

## 解除の基準

(1) 上記 (1) または (2) に記載する製造者の青果物は、分析機関で残留農薬を分析するためにサンプル採取され、合格すれば、監視グループに移行する。不合格となれば、(1) HTR グループに移行する。

(2) 上記 (3) に記載する青果物は、前年の輸入状況に応じて、毎年青果物および製造者の名前の更新を行う、若しくは FDA の規定に従う。

## 3. 監視グループ (Surveillance)

Hold Test Release グループおよびアクティブ・モニタリンググループ以外のその他の製造者の青果物に対して実施する。サンプリング検査で分析機関によって残留農薬検査を行う。分析結果を待たずに青果物を市場で販売することができる。検査結果が不合格であれば、商品を回収し、輸入者に対して品質を満たしていない食品の販売を行っていると法的措置を講じるとともに、商品を廃棄または輸入元へ返送し、輸入元の管轄機関へ通知する。青果物および製造者の名前を HTR リストに移行する。

市場で青果物が販売されると、引き続き市場で流通している青果物の監視システムおよび安全性を管理するシステムを実行する。

(草案)

なお、食品医薬品検査課は外国に対し、貿易相手国とタイへ輸入する商品の基準規格に関する交渉および協力調整、タイで輸入販売が可能な製造者の登録、タイへ輸出する前に商品の分析検査が可能な分析機関の登録などの施策を進める。また、国内に対し、輸入者の通関業者の登録を行うなど施策に関する具体的な情報共有および周知することができるように施策を進める。

**【免責条項】**

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 9 月 11 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://logistics.fda.moph.go.th/precautions-for-vegetables-and-fruits/public-htr>

(英訳)

<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=673691521631002624&name=Public%20%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3EngHTR3008.pdf>

(草案)

# (草案) Hold, Test and Release (HTR)概念に基づく輸入青果物に対する厳格な監視策

(2024年8月30日改訂)

